

# 肝付町における弾道ロケット打上げの安全実施についてのガイドライン

令和7年12月17日決定

肝付町は、長年にわたり日本の宇宙開発を支えてきた歴史と、内之浦宇宙空間観測所を有する「宇宙に一番近い町」としての特別な環境を継承してきた。本ガイドラインは、このかけがえのない歴史と環境を未来へ繋ぎ、「宇宙教育拠点化」という町の目標を実現するために定める。また、ロケット打上げ実験を「教育研究活動の発展」に活かしつつ、地域住民の安全と安心を最優先に確保し、実施主体と地域社会との間に信頼関係を築くことを、この取り組みの根幹とする。

## (目的)

第1条 肝付町(以下「町」という。)における弾道ロケット(以下「ロケット」という。)の打上げに関し、「宇宙教育拠点化の推進」と「教育研究交流」の発展を図りつつ、打上げ場所周辺の住民等の安全と安心を確保し、地域との信頼に基づく連携体制を構築するため、本ガイドラインを定める。

## (適用範囲)

第2条 本ガイドラインは、肝付町の同意する岸良海岸から打上げられる次に掲げるロケットについて適用する。ただし、宇宙活動法(平成28年法律第76号)に規定されるロケット及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構内之浦宇宙空間観測所から打上げられるロケットは除く。

- (1) 宇宙教育に関わる大学等共同実験に所属する団体によるロケット打上げ実験
- (2) (1)に属さない大学・企業等によるロケット打上げ実験

## (打上げ体制の整備)

第3条 ロケット打上げ実験に係る関係機関への連絡・申請等は、打上げ実験実施団体(以下、「実施団体」という。)の責任において行うものとする。

2 実施団体は、ロケット打上げ実験を安全に実施するために必要な対策を講じるものとし、安全対策を確実に遂行するため、適切な体制を整備しなければならない。

## (実験の同意)

第4条 町は、ロケット打上げ実験が次の各号の全てを満たしていると認める場合に限り、当該実験に同意するものとする。また、町は必要に応じて、実施団体に対し、同意書または覚書等により本ガイドラインの適用を確認することができる。

- (1) 本ガイドラインを十分に理解し、地域住民、漁協等関係諸団体の同意のもと実施すること。

- (2) 「弾道ロケット打上げ安全実施ガイドライン」((一社)日本航空宇宙工業会 平成28年7月改定)及び本ガイドラインに沿って実施され、必要な安全対策が講じられていること。
- (3) ロケットの安全性について外部機関による機体の審査を受け（以下、「安全審査」という。））、安全と認められること。
- (4) 安全審査が適切に行われたというプロセスを確認するため、第三者機関の証明（以下、「第三者機関証明」という。）を受けること。
- (5) 射場は岸良海岸の区域とし、当該区域の地権者の使用許可が得られていること。
- (6) 実施日の概ね3ヵ月前までに、町に対し、ロケット打上げ実験に関する事前説明を行なうとともに、地権者等へ提出する使用許可申請書の内容を町と事前に協議すること。また、概ね1ヵ月前までに、別に定める「弾道ロケット打上げ安全実施ガイドラインチェック表」を町に提出し、確認を受けること。

(責任の所在)

第5条 ロケット打上げ実験に関する一切の計画、設計、実施およびその結果については、実験主体が最終的な責任を単独で負担するものとし、他の関係者は責任を負わない。

(その他)

第6条 本ガイドラインは、必要に応じ見直しを行うものとする。

(委任)

第7条 本ガイドラインに定めのない事項は、宇宙教育拠点化推進会議が別に定める。